

公道への足場・仮囲いの設置には占用許可が必要です！

占用許可申請の問合せ先

●市川市内の県道・一部国道の占用

千葉県葛南土木事務所

船橋市浜町2-5-1 TEL:047-433-2421

(申請手続きについては、上記連絡先へ直接お尋ねください。)

●市川市道(法定外公共物)の占用

市川市役所道路管理課(審査占用担当)

市川市南八幡2-20-2 TEL:047-712-6345

※申請に必要な書類などについては下記参考にしてください。

申請方法について

<申請部数>

正本、副本 計2部(副本はコピーでも可)

<必要書類>

- ・**占用申請書**・・・市ホームページでダウンロードできます。
- ・**案内図**・・・設置箇所が分かるよう住宅地図などにマーキングしてください。
- ・**平面図**・・・道路境界線、占用出幅、延長、道路の現況幅員、足場設置後の有効幅員を明記してください。
- ・**断面図**・・・設置した施設を横から見たもの。
道路境界線、占用出幅、現況・有効幅員を明記してください。
- ・**立面図**・・・設置した施設を正面から見たもの。延長を明記してください。
- ・**現況写真**・・・設置箇所の現況写真。ウェブマッピングなどの画像ではなく、必ず申請当時の現況写真を添付してください。

占用料について

●1㎡/月 1,140円(上空足場、朝顔は3割減(0.7掛計算)となります。)

※なお、占用期間が1か月未満の場合、占用料に消費税相当額分の上乗せで徴収。

※(1か月の考え方・・・(例)4月1日～4月30日、8月20日～9月19日)

占有許可基準について

○足場

歩車道区分のある道路に設けるもの場合については歩道上に設けるものとし、その出幅は1m以下で、かつ有効幅員は1m以上確保してください。

歩車道区分のない道路に設ける場合については、出幅はおおむね0.7m以下に収めてください。

ただし、幅員の狭い道路で、他の通行に支障をきたすと判断する場合は、上記の限りではありません。別途道路管理課までご相談ください。

○朝顔(掛出足場、落下防止柵などの上空占有を含む)

朝顔などを道路上空に突出して設ける場合は、その最下部と路面との距離を、車道については4.5m以上、歩道については2.5m以上確保してください。

また、足場・朝顔ともに占有する道路構造または通行状況によって、別途安全対策を支持する場合があります。

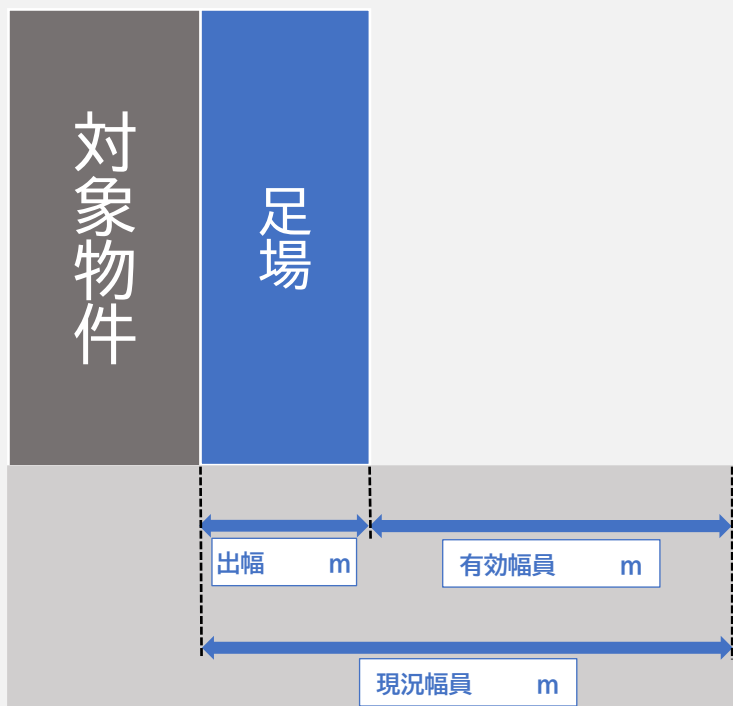
図面作成について

申請書に添付する図面について、別紙の図面を参考に作成してください。

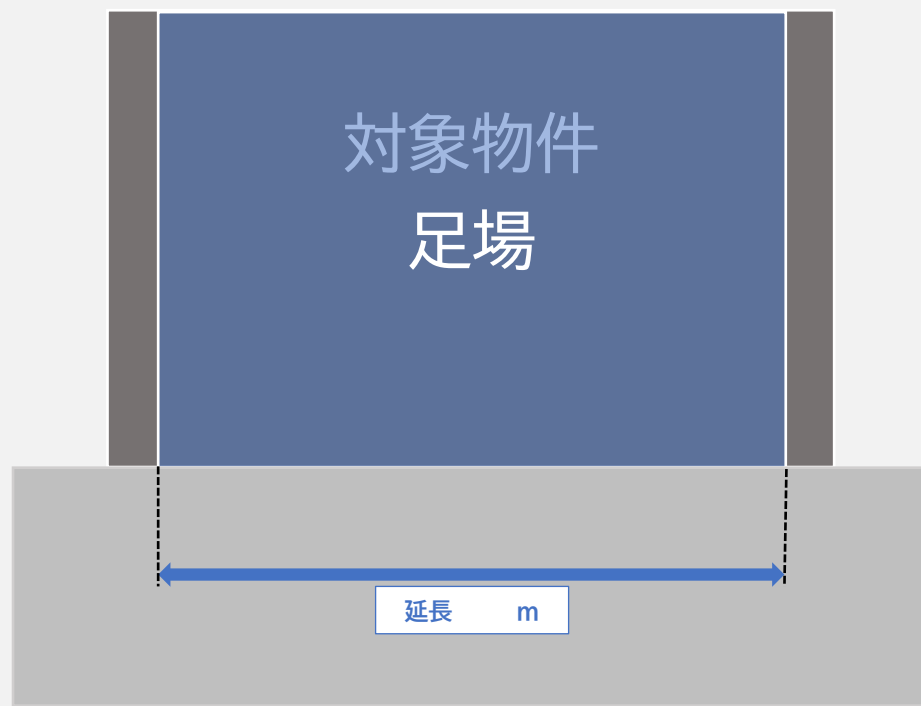
平面図(参考)



断面図(参考)



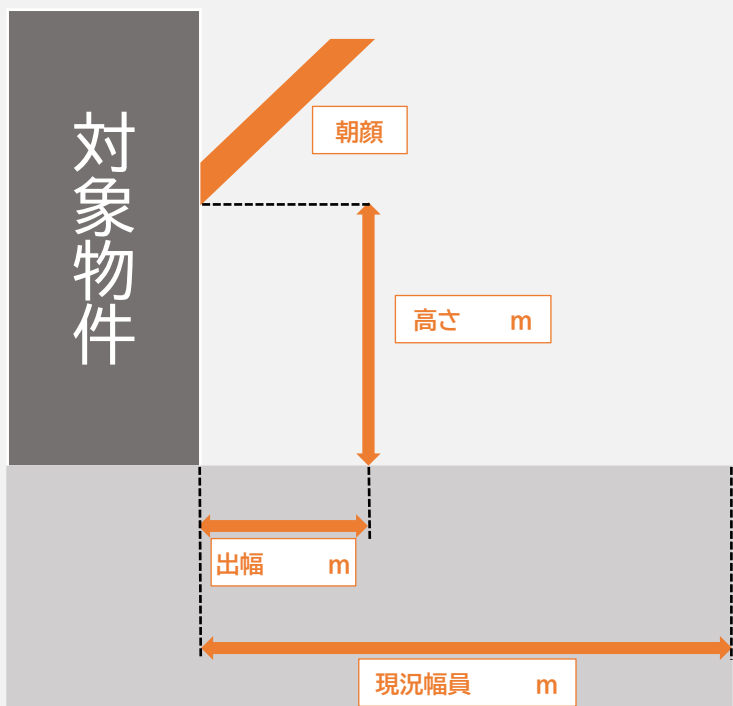
立面図(参考)



平面図(参考)



断面図(参考)



立面図(参考)

